

平成 29 年度第 3 回 新宿区空家等対策計画に関する有識者会議
議事概要

- 日時 平成 29 年 9 月 5 日（火）自 16 時 00 分 至 16 時 50 分
- 会場 新宿区役所本庁舎 3 階 区長室会議室
- 出席 片木、大竹、佐藤、小田桐、横山、橋本、志村、横山（警察代理）、田中、森、高橋、野田 各委員（敬称略）
- 欠席 古笛、富永、新井 各委員（敬称略）

1 あいさつ

危機管理担当部長より

2 議事

- (1) 第 2 回有識者会議の議事概要について
危機管理課危機管理係主査より説明
- (2) 新宿区空家等対策計画（素案）について
危機管理課危機管理係主査より説明
- (3) その他

《配布資料》

別紙 1 座席表

- 資料 1 第 2 回有識者会議の議事概要
- 2 新宿区空家等対策計画（素案）
- 3 第 5 章空家等対策の実施体制（旧）

2 議事	
(2) 新宿区空家等対策計画(素案)について	
委員	空家の相談会の開催について、専門家団体から相談員を派遣するとあるが、その相談員の専門外の具体的な要望があった場合、どのように対応するのか検討する必要がある。
危機管理係 主査 委員	検討期間を30年度に設けて、どのように対応していくか検討する。 空家の相談会に来られるような方の相談は、相続が絡んだ問題など、おそらく一般的な相談ではない可能性が高い。派遣された相談員では対応しきれないことが想像される。
会長	そのような場合に対して、現段階での対応方針はあるか。
危機管理係 主査	相談者から事前に相談内容を頂いて、相談内容にあった専門家を派遣することを考えている。他区の事例でも、1回の相談で解決することはなかなかないようである。
委員	役所の方で相談できる団体をいくつか決めておき、相談者にその団体のどなたと相談したいかを選ばせた方がよい。
委員	相談員を派遣するとしても、団体のフィルターをかけた方がよい。また、同じ建築士でも得意分野というものがあり、団体内ではその得意不得意を把握している。
会長	空家等の適正管理の促進・発生の抑制について、具体的なケースは多数あるが、ある程度対応の類型ができればよい。
委員	事例をどのように解決したか、事例集積をしていくとよい。
委員	専門家派遣の相談について、専門家の助言・提案のみでは、なかなか成果が上がらないと思われる。具体的に解決に導く方を紹介するような体制が望ましい。
会長	新宿区は不動産価値が高いので、民間流通に流していけるような仕組み作りもできればよいと感じる。
委員	所有権者は納税及び管理の義務がある。また、登記をきちんと行い、物件の管理が出来ていれば、何らかの事案が発生した場合、解決できることが多い。
委員	相続登記は義務ではないが、所有者の責務であるので、相続登記を勧めていくことが大事である。

<p>会長</p> <p>危機管理係 主査</p>	<p>計画（素案）の方針1：管理不全な空家やごみ屋敷等の解消とは、管理不全な空家やごみ屋敷等を0にするということか。</p> <p>計画の期間は10年であるが、管理不全な空家やごみ屋敷等を0にすることはなかなか難しいと思われ、具体的に何件解消できるかは現時点では申し上げられない。実態調査で浮かび上がった管理不全な空家やごみ屋敷等は、担当部署にて方針に基づいて対応していく。所有者等に対する働きかけを繰り返し行っても改善がみられず、そのまま放置すると倒壊等保安上危険な場合は、新宿区空き家等適正管理審査会にご相談させて頂く。</p>
	<p>（新宿区空き家等適正管理審査会案件は非公開のため、本会議についての質疑は割愛）</p>
<p>会長</p>	<p>議論も出尽くしたので、これにて新宿区空家等対策計画（素案）として了承させて頂く。今後パブリック・コメントを実施し、その結果を踏まえて、平成29年度第4回の有識者会議を実施する。</p>
<p>委員</p> <p>建築調整課 主査</p>	<p>普段は東京にいる方で、その方は地方の土地等を所有しており、その管理に困っているという相談を受けることはあるか。</p> <p>そのような相談事例はない。</p>

以上